

東海市と学校法人日本福祉大学との包括連携に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と学校法人日本福祉大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の密接な連携及び協力により、地域の課題に適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成及び相互の発展と充実に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、及び協力するものとする。

- (1) にぎわいづくりと地域の活性化に関すること
- (2) 教育・人材育成に関すること
- (3) 地域医療・福祉に関すること
- (4) 文化の創造と発信に関すること
- (5) 国際化に関すること
- (6) 地域防災に関すること
- (7) 大学施設の開放に関すること
- (8) その他本協定の目的に資すること

（連携の推進）

第3条 本協定による連携及び協力を円滑かつ効果的に進めるため、甲及び乙による協議機関を設置し、定期的に開催するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、両者のいずれからも特段の申し出がない場合は、更に5年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項並びに甲及び乙が連携し、及び協力して取り組むべき具体的事業等については、必要に応じて個別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年2月20日

甲 東海市中央町一丁目1番地

乙 知多郡美浜町奥田字会下前35番6

東海市

学校法人日本福祉大学

東海市長

理事長

鈴木淳雄



丸山悟



日本福祉大学

学長

三木立

